

国立公園等利用促進事業、国立公園等核心地利用施設上質化事業及び国立公園等フィールド体験スポット整備促進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等利用促進事業、国立公園等核心地利用施設上質化事業及び国立公園等フィールド体験スポット整備促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱第3条第1項に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園等における受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

第2 事業の実施方法等

(1) 事業内容

補助金の交付決定を受けた都道府県は、補助金を活用して、国立公園等における利用の促進を図るための利用拠点施設のデジタル展示の整備、優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための更新若しくは改修又は利用施設周辺の利用環境の改善及びフィールドでの自然体験活動の促進に資する利用施設の更新又は改修について、自ら実施し、又は当該事業を行う市町村に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するものとする。

(2) 対象事業の要件

(1)の事業は、次の①、②若しくは③の要件に適合したものを対象とする。

①国立公園、国定公園、ラムサール条約湿地^{※1}又は世界自然遺産^{※2}の利用促進に関する以下の事業

利用拠点施設（国立公園又は国定公園においては、公園事業に限る。）における当該施設が所在する区域等の自然解説を目的とするデジタル展示であって、コンテンツ又はシステム製作、及びコンテンツ又はシステムを導入するための設備の整備に関するもの（ツアー案内や予約機能、施設運営等において、インバウンドへのサービス向上を施設全体で図る計画があるものに限る）。

②国立公園又は国定公園の核心地利用施設の滞在環境の上質化に関する以下のいずれかの事業（国定公園は、インバウンド誘致に係る目標・計画を定めているものに限る。）

ア 優れた自然景観（特別保護地区^{※3}、第1種特別地域^{※4}、海域公園地区^{※5}）を眺望できる、普通地域^{※6}を除く国立公園又は国定公園の区域内の展望地に位置する公園事業として執行する利用施設のインバウンド受入れ環境整備（多言語サインに加え、必要に応じ Wi-Fi、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等）を前提とした外装、内装、設備等の更新又は改修に関するもの。

イ アの利用施設のインバウンド受入れ環境整備に関連する当該施設周辺の利用環境の改善のための公園事業として執行する園地、駐車場等の更新又は改修に関するもの。

③国立公園、国定公園又は長距離自然歩道における自然体験活動の促進に資する以下の事業

自然体験活動が行われるフィールドにおける公園事業として執行する道路（自転車道及び歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、公衆便所及び博物展示施設（それらの付帯施設を含む。）について、自然の魅力を体感できる利用環境を創出し、訪日外国人旅行者を含む公園利用者の滞在価値の向上に資することができるよう、それらの配置、構造及び滞留空間等の受入環境改善を行うための更新又は改修に関するもの。

(3) 補助対象外経費

(1) の事業においては、次の経費は対象としない。

- ①事業実施者の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ②学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ③事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ④事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ⑤その他、事業の実施に関連性のない経費

(4) 維持管理

整備した設備等は、事業実施者の責任の下で適切な維持管理が行われるものであること。

(5) 事業実施後の報告

事業の終了後、自然環境局長から設備等の整備による効果等について報告を求められた場合には、随時必要な項目を報告すること。

第3 事務費の中間検査

自然環境局長は、上半期（交付決定日から当該年度の9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、自然環境局自然環境整備課長が定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和6年4月11日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、令和8年4月27日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和8年度予算に係る補助金から適用し、令和7年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

※1 ラムサール条約湿地

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条に基づき日本国が指定し同条に掲げる「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された湿地。

※2 世界自然遺産

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条第二項に基づき世界遺産一覧表に記載された物件のうち、同条約第二条に掲げる自然遺産に該当するもの。

※3 特別保護地区

自然公園法第二十一条により指定された、公園の中で特に優れた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域

※4 第1種特別地域

自然公園法第二十条により指定された、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

※5 海域公園地区

自然公園法第二十二条により指定された、優れた海域景観を有し、その景観の維持及び適正な利用を図ることが必要な海域

※6 普通地域

自然公園法第三十三条により規定された、国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域であって、一定の行為をする場合には環境大臣等に対する届出をしなければならない地域